

映像コンテンツ室および関連機器利用規定

(平成24年8月27日 Ver2.1)

映像コンテンツ室及び関連機器は、共同設備でありご利用いただくにあたり、以下の条項についてお守りいただきたいことがございますので必ず確認・遵守してください。

第1条（使用申請・許可等について）

1. 使用に際しては、事前予約を基本とします。
予約に関しては、当プラザのWebサイトに使用状況のスケジュール表を掲載していますので、空き状況を確認し申請書を管理事務室まで提出してください。
【様式16号】
2. 予約に関しては、原則一ヶ月前から予約可能とします。それ以前の予約申込に関しては、管理事務室までご相談願います。
3. 機器の使用については情報関連産業振興目的にのみ使用を許可します。それ以外の使用目的には使用許可できません。
4. 室内のノンリニア編集機、録音ブースの使用については原則としてプラザの開館時間とします。開館時間以外の使用を要望される場合は事前に管理事務室までご相談願います。
5. 使用の際は、必ず入室・貸出時間の確認を行ってください。
6. 使用終了時は、必ず使用後検査を受け、退室・返却時間の確認を行ってください。
7. 映像コンテンツ室は基本的にリースペースとします。室内を一時専有で使用されたい場合は事前に管理事務室までご連絡ください。

第2条（利用に関する費用）

1. 使用者は、使用時間に応じて使用料金を指定管理者に支払うことといたします。機器の使用料は次のとおりです。
 - ・ノンリニア編集機A（メイン） ←利用料金：6,870円/時間
 - ・ノンリニア編集機B（サブ） ←利用料金：3,610円/時間
 - ・録音ブース ←利用料金：1,150円/時間
 - ・撮影用カメラA ←利用料金：2,160円/時間
 - ・撮影用カメラB ←利用料金：420円/時間
2. 撮影用カメラの貸出しに関しては、8時間未満は時間貸しとし、それ以上は1泊2日分の料金とします。
(例：撮影用カメラA 1泊分=2,160円×8時間分=17,280円) ただし、貸出し時より24時間を越えての返却に関しては、追加の時間分を加算いたします。(例：午前10時に貸出し翌日の午前11時に返却した場合は1泊2日分+1時間分)

3. 録音ブースの利用については機器の構成上、ノンリニア編集機B（サブ）と合わせての利用となりますが、録音のみで利用する場合はノンリニア編集機B（サブ）の使用料金は除くことといたします。
4. VTR機器のみ（編集機を使用しない場合）の使用料金については、ノンリニア編集機B（サブ）の使用料金に準ずるものとする。
5. 使用中の機器に不具合が発生した場合の復旧作業時間については、使用料金の算出において除くこととします。

第3条（室内設備について）

1. 設置されている機器に不具合を発見された場合は、すぐに管理事務室までご連絡ください。指定管理者にて故障対応を実施します。
なお、これらの不具合が使用者の故意又は過失による場合は、使用者にその費用を負担していただきます。

第4条（利用について）

1. 室内応接テーブル以外での飲食は厳禁とします。
2. 操作方法等が不明な場合は、操作方法の説明を実施しますので管理事務室までご連絡ください。
3. 使用終了時は、貸出前の状態に戻し使用後検査を受けてください。
4. 使用者が利用した機器内に作成し保存したデータについては、機器の使用終了までに使用者の責任において削除してください。機器の終了後、事前の許可なく残されたデータがあった場合は指定管理者において削除し、そのデータに対して一切の責任を負わないものとします。
5. 使用者が利用した機器内に作成し保存したデータについて、使用者の都合により一時的に保存状態の継続が必要な場合は、指定管理者の事前の許可を得て、使用終了後、2週間を限度に保存できることとします。ただし、このことにより指定管理者がデータを保障するものではありません。
6. 室内にゴミ等散見された場合は、各自で回収し室内の環境美化への協力をお願いします。

【指定管理者】

ハウステンボス・技術センター株式会社
佐世保情報産業プラザ第1棟 管理事務室内

【第1棟】

長崎県佐世保市崎岡町2720-8
電 話 0956-20-5051
FAX 0956-39-2810

【第2棟】

長崎県佐世保市崎岡町3068-9